制度名	水道普及促進支援事業	主管課名	水政課		
		問合せ先	029 - 301 - 3431		
新たに水道に転換する世帯が支払う水道加入金の減免を行う水道事業体目的・趣旨 (市町村等)に対し支援を行い、水道事業の安全、強靭、サービス持続の実現に寄与する。					

〔対象団体〕

県内市町村及び水道事業企業団

〔対象事業〕

各水道事業体が実施している水道整備事業

[補助要件等]

- (1) 水道事業体において、水道加入金減免制度の実施・拡充又はR3年度以降新規に当該制度を新設する規則、要綱要領等を策定していること。
- (2) 井戸水(地下水)を生活用水として賄っている世帯が水道水に転換した場合であること。

〔対象経費〕

水道加入金減免制度の実施・拡充又は新たに当該減免制度を創設する水道事業体に対し、住民世帯が水道加入時に必要な経費(水道加入金)への助成

〔補助限度額等〕

上限3万円/1世帯あたり

[経費負担割合]

区 分	国	県	市町村	その他
市町村減免制度内容によって異なる	_	1/4	1/4	1/2
	_	1/3	1/3	1/3
	_	1/2	1/2	_
[3年度当初予算額]	[3年度補助対象団体]			
116,790 千円	令和3年6月頃決定予定			
〔備考〕	•			